国際人権活動の最前線

自由権規約第5回日本政府報告書審查

--- ロビー活動を体験して ---

小田川綾音(本法務研究科修了,新62期司法修習生)

1 はじめに

2008年10月15・16日,市民的および政治的権利に関する国際規約(以下,自由権規約という)に加盟している日本国政府の第五回目の定期報告書審査がスイス・ジュネーブで行われた。私は入管問題調査会というNGOから派遣され、この審査において規約人権委員会(以下、委員会という)の委員に対しロビー活動を行い、審査の傍聴をした。ジュネーブに行くことも海外でロビー活動をすることも初めての体験だった。ここでは、私が体験したこと、それを通して感じ考えたことを紹介したい。

Ⅱ ジュネーブへ行く

1 ジュネーブに行くきっかけ

神奈川大学法科大学院を卒業し、司法試験を受け終えた私はしばらく法律の勉強からは遠ざかり、かねてより関心のあった NGO でインターンをしていた。7月のある日、その NGO で仕事を終えた後、飲み会の席で国際人権活動に明るい I さんが「そういえば、今年自由権規約の審査があるけど、行く?」と私にふってくれた。まるで、名古屋で愛・地球博があるけど行く?というような調子で。私はなんだかよくわからないけど面白そう。ただその興味だけで「はい、行きます!」とその場で元気よく答えていた。そのときは、実際に現場でどのような

ことをすればよいのかもよくわかっていなかった。審査は10月の中旬に行われる。司法試験の合格発表が9月11日だったので、もし落ちていればジュネーブどころではないはずである。しかし、まあ落ちたときはそのときに考えればよいかと楽観的に思い、ジュネーブ行きを快諾した。

2 ジュネーブまでの準備

ロビー活動に行く前の準備が始まった。カウンターレポート作りである。カウンターレポートとは、NGOの視点でとらえた国内の人権問題に関する情報をまとめた報告書である。政府は審査にあたり、自由権規約に規定されている様々な権利を実現するための政府の取り組み、政府が規約を遵守している旨の内容をのせた政府が規約を遵守している旨の内容をのせた政府が表うであるように、日本の政府もまた国内の人権問題について十分な情報を提供しない。そこで、NGOが日々取り組んでいる国内の人権問題についての実情を、その視点から委員会に対し訴えるのである。

私は8月から日本における入国管理政策・難 民政策の問題(以下,入管難民問題という)に 関するカウンターレポート作成に取りかかった。 とは言うものの,前回の審査時に書かれたレポートがあったので,これに新しい情報を加え古い情報を削るという作業が中心だった。前回のカウンターレポートに目を通しながら感じたことは,入管問題の本質はなにも変っていないと

いうことであった。すなわち、①出入国管理及 び難民認定法(以下,入管法という)違反の疑 いのある人は全員収容するという全件収容主義, ②退去強制令が発付された後には期限の定めな く行われる無期限収容, ③収容施設における処 遇や収容そのものを監視する第三者機関の不存 在である。10年前も訴えていた問題が今現在 も変らずに残っているのだ。たしかに、収容施 設内での収容者への待遇に関しては、進展があ った。というよりも、10年前がいかにひどか ったかということに衝撃を覚えた。職員による 虐待や著しい暴行の報告があった。妊娠した女 性に収容所内で子どもを産ませるという報告も あった。10年経った今でも、暴行の報告はち らほら聞こえてくるが、10年前に比べれば明 らかに減っている。そこで、カウンターレポー トでは様々な情報を載せるが、ロビー活動では 上記3点を主として主張することになった。ま た, 難民政策については, 2005年改正の入管 法で導入された新制度についての問題点, すな わち①独立していない参与員制度と②何の権利 も保障されない仮滞在制度を主張することにし た。

私たちは日本語でまずレポートを作成し、それを英語に翻訳し、英語版のレポートを審査の約1ヶ月前に委員会に送付した。なかなかボリュームのあるレポートに仕上がった。英語の翻訳については、法律の知識も備えるオーストラリアからの留学生Fさんにお手伝いをしてもらった。彼女の協力なしにはしっかりとしたレポートは仕上がらなかった。NGOの活動には様々な人脈がこの上なく重要である。

3 いざ, ジュネーブへ

9月に司法試験の結果が出て無事に合格していたことがわかり、心置きなくジュネーブへ行けることになった。とはいえ、私はだんだん不安になっていた。ジュネーブでは具体的にどう動けばいいのだろうか。委員に対して英語の短いプレゼンテーションをするようだが、上手に

できるだろうか。委員からの質問に答えられるだろうか等々。ロビー活動の具体的なイメージがなかなかつかめないのである。そんなとき、10年前の審査で1ヶ月間ジュネーブに滞在し、ロビー活動をされたIさんがいろいろとアドバイスをしてくれた。「大丈夫、第四回ではいい勧告が出ているし、今回はすでにいい質問リスト(list of issues)が出ているし。前回の質問リストには入管問題は載っていなかったのよ。それに、刑事施設の問題についてロビー活動をする弁護士さんのそばで"immigration issues are even worse!"って言えばいいのよ」と明るく励ましてくれた。私はいくらか心が軽くなった。

出発が近づき、私は慌ててランチタイムブリーフィング時に委員に対して渡すためのペーパーや、考えられる質問に対する回答をまとめたペーパーを作成し、関連新聞記事を収集した。

Ⅲ ジュネ―ブでの活動

1 ジュネーブ到着

ロビー活動は審査前の活動が中心である。すなわち、審査前にどの委員がどのような問題に関心があるかについて情報を集め、審査前に委員会の委員にアプローチするのである。そのようにして、委員に私たちが望む質問を政府代表団にしてもらう。審査時に質問に出ない事項については、最終所見の勧告でふれられる可能性は低い。したがって、よい勧告を出していただくために審査時によい質問をしてもらう。これが私の負った具体的なミッションであった。また、審査前にNGOが委員に対し、お昼休みの間に短いプレゼンテーションをする機会が設けられていた。ここでよいプレゼンをし、委員から質問を浴びる。このようになれば順調である。

ところで、日本からジュネーブにやって来た NGO 関係者は非常に多かった。これは毎度の ことであるらしいが、総計60人を超えていた のではないか。日本弁護士連合会(以下、日弁 連という)は17名の弁護士をジュネーブに送っていたし、国際人権活動日本委員会からは約30名もの人々がやって来ていた。

しかし、数日間同じような活動を行う中で、これらのNGOにおいて中心的な役割を果たしロビー活動を行っている人はそのうちの数名であるように思われた。ちょっと見物に、という興味本位で来ている人も少なくないように見受けられた。委員を有名人になぞらえ記念写真を撮る様子も頻繁に見られた。もちろん、私ことをおいえる立場ではないが、一方ではないが、大のははないが、大のはいるとやかくいえる立場ではないが、一方ではいたとやかくいえる立場ではないが、一方ではいたものもいうというミッションを抱えていた。国内の人権問題を改善したい、そのためにどの存在は浮いてみえた。

2 ランチタイムブリーフィング

14日と15日のお昼休みの間に1時間,委員 会は日本からやってきている NGO に対し、委 員に対し情報提供を行い,委員から質問を受け る場を設定してくれた。これがいわゆるランチ タイムブリーフィングである。ここでは、委員 からの質問を受けることに重点が置かれたので, NGO のプレゼンテーションは,一団体 3 分と 厳格に決められた。私は初日にプレゼンテーシ ョンを行うことになった。そのための原稿をつ くり,委員に配布する資料を整えた。当日は9 名の委員が参加してくれた。委員会は締約国よ り指名され選挙された18人の委員からなるの で(自由権規約28条,29条),半数の委員が 参加してくれたことになる。まずまずである。 初日は11団体が発言し、私は6番目の発言だ った。マイクを通して原稿を読む。練習した甲 斐があり、スムーズに発言することができた。 ほっと一息をついた。全ての団体が発言を終え, 委員からの質問を受付けることになった。難し い質問をされたらどうしようという不安と、少

しは質問してほしいという期待が入り混じり, 委員からの発言を待った。なかなか質問がでな い雰囲気のなか、イギリスのロドリー委員が口 火を切った。日本の代用監獄制度に関する質問 である。その後、数人の委員が質問・発言をし た。しかし、私の不安をよそに入管難民問題に 関する質問はひとつも出なかった。また、厳し い発言が NGO に対して投げかけられた。すな わち、日本からはたくさんの NGO がやって来 るが、あなた方はこの10年間日本で何をされ てきたか。この10年でどんな進展があったの か。それを教えていただきたい、というもので ある。この発言は,前回の審査で良い勧告が出 ているにもかかわらず、10年間経っても変ら ぬ日本政府の態度に苛立っていること,変化を もたらすためには国内での活動が重要であり, それを棚上げにして委員会にばかり求めるのは 筋違いではないかという意見の表明だったよう に思う。また、指摘される問題も幅広く NGO からの情報も多すぎるので, 何かのトピックに 絞ってほしいという声もあがった。

私はこのような委員からの発言に、焦らざるをえなかった。このままでは審査の場で入管難民問題について質問さえしてもらえないかもしれない。委員の中にはNGOからの情報提供にうんざりしている人もいる。委員の発言内容からすると、事前に送付したカウンターレポートも読んでいない可能もある。質問が出なかったことからして多くの委員は入管問題にさして関心がなさそうだ。委員全員にアプローチをしてもきっと成果はあがらない。さて、どうするか。

私のプレゼンテーションを聞いていてくれた何人かの弁護士さんからはとても上手だったよとお褒めの言葉をもらったが、私は素直に受け取ることができなかった。この短いプレゼンテーションの場でいくら上手に発言できても、質問をしてもらえなければ意味がない。私は、日本にいる入管難民問題に明るい方にランチタイムブリーフィングでの様子を報告し、アドバイスを仰いだ。また、他のNGOの人から委員の

関心分野の情報を仕入れ、自分自身も他国の審査を聞き入管問題に関し誰が発言をするのかをリサーチすることにした。

3 ロビー活動

日本審査の初日である15日の朝,私はモナ コの審査を傍聴した。あいにく,入管難民問題 に関する質疑応答は出なかった。しかし, 色々 な点に気がついた。まず, 傍聴人が非常に少な い。モナコからの NGO はゼロである。パソコ ンで懸命に記録を取っているのは、UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees. 国連難民高等弁務官事務所)など 国連機関のインターンだ。それに加えて、プレ スが少し。また、私のほかにも日本の NGO 関 係者が数名いた。そのなかでも、このモナコの 審査後に行われる日本の NGO ブリーフィング の準備をしている人がいた。そして、モナコの 政府代表団も非常に少なかった。5,6人であ る。今回の日本政府の代表団が30名であるこ とからすると、この少なさは際立つ。さらに、 委員の席にも空席がちらほら見られる。審査の 途中にサンドイッチとダイエットコカコーラを 携えて入ってくる委員もいた。あまり緊張感が ない。もっとも、質疑応答はなかなかスムーズ にいっている。議論が紛糾したり、代表団が困 惑したりという様子はなかった。質問と回答が キャッチボールのように飛び交っていた。

この審査の途中で10分間の休憩が入った。 私がトイレに席を立ち会場に帰ってくると、「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」という日本のNGOから派遣された人がある委員と立ち話しをしている。その委員は、仕入れた情報によると、退去強制手続きの問題に関心があるということだった。そこで私もその会話に参加した。会話の中で、私が昨日のNGOブリーフィング時に渡した新聞記事がとても役に立ったと言ってくれた。私の情報提供にも関心を示してくれる人がいる。私は嬉しくなって、少し話をした。この人にアプローチをすれば、質 問をしてくれるかもしれない。私は彼女との短 い会話の中でわずかな手ごたえを感じたので, 日本政府の審査が始まる前に何かできないかを 考えた。そして、持参した関連問題の新聞記事 を見返した。その中に、ベトナムからやってき たベトナム難民で無国籍状態にある人々の退去 強制に関するものがあった。ベトナムに送還し ようとしてもベトナム政府が彼らを受け入れな いため、長期間の収容がなされ、裁判の準備を しているというものだった。これを彼女に渡し てみようと考えた。モナコの審査, 第2回目の NGO ブリーフィングが終わり、日本政府の審 査会場への移動が始まった。彼女が席を立った とき, 私は彼女に近づいた。タイミングを見計 らい彼女に記事を渡すと,彼女が発言のチャン スを与えてくれた。私が記事について短く説明 すると,彼女は驚いた表情を見せこれは重要な 問題ではないかと言ってくれた。このブリーフ ィング,時間にしてわずか3,4分のことであ る。そして、私たちは国連で一番大きな会議場 Room II Ⅵ (26) があるパレ・デ・ナシオンへ 移動した。日本の審査では、NGO 関係者が多 すぎ, もともと予定され, 他国の審査も行われ たパレ・デ・ウィルソンの会場に入りきらない ため、急遽審査会場が変更されたのである。

Ⅳ 審査

1 審査開始

日本政府の審査は、議長からの挨拶、それに 続き大使からの政府代表団の紹介があり、大使 が質問リストへの回答を口頭で読み上げること から始まった。大使からの口頭での回答は、初 日の審査時間3時間のうち約半分を占めた。そ の回答内容は、あらかじめ審査前に文書で作成 され、委員会に提出されたものとほぼ同様であ った。もっとも、その提出が審査の直前だった ため、多言語での翻訳が間に合わず委員からは 不満の声が出ていた。

私は気持ちが急いた。早く進まなければ、委

員からの口頭質問とそれに対する代表団の口頭 回答という審査での一番の見所が薄くなり、充 実した審議にならないのではないかと思ったか らだ。確かに、口頭主義は重要であり尊重され るべきものである。日本の裁判手続きでも口頭 主義は基本中の基本である。しかし、民事裁判 手続きにおいては特に、裁判期日では準備書面 などが予め用意され、裁判官の陳述しますかと いう問いに、はいしますという答えをもってさ かめて簡略した手続きがなされているではない か。予定では5年ごとに審査が行われ、一度の 審査に6時間しか与えられていないならば、で きる限り無駄を省くべきではないか? 私の中 で疑問が湧いてきた。

質問リストの後半の途中で大使は長い読み上 げを切り上げ、読み上げた部分に関し委員から の質問が受けつけられた。委員たちは議長にお 礼を言い、代表団への歓迎の意を表し、そして 厳しい質問を投げかけ始めた。ここからがまさ に審査の始まりだった。委員からの質問は多岐 にわたったが、なかでも代用監獄については複 数の委員が時間をさいてかなり厳しく代表団に 詰め寄った。また、日本政府の報告書や大使に よる質問リストへの回答に対し、複数の委員が 懸念と怒りさえも隠さなかった。日本政府は前 回の審査でも多くの問題について同趣旨の質問 を受け、委員会から懸念が表され勧告を受けて いる。にもかかわらず、今回の審査で改善点は あるかとの質問に対し,前回審査と同趣旨の内 容, 一代用監獄を例に挙げると, 日本特有の事 情があるのでこの制度は必要不可欠であり、ご 理解を賜りたい一の回答に徹するのである。勧 告を受けても自己の姿勢を変えないということ は、委員会の勧告を尊重しないという意思の表 明といえる。このような頑な態度では、委員会 と政府との間の"対話"とはなりえない。した がって、委員はこのような態度に対し懸念の声 を挙げているのである。なかには、第六回の審 査でもこのような回答がなされるのではないか と懸念する委員もいた。また、日本政府は、国 内の制度や国内法をよく説明するが、「規約何条に照らしてみると」という回答がひとつも見られないという発言もあった。さらに、複数の委員から日本政府は規約を誤解しているのではないかとの指摘があがった。

委員からの質問・発言は広い会場内に響き渡り、審査会場には緊迫感があった。NGOが多数来ていることもあってか、委員の空席はほとんど見られなかった。なかには皮肉をこめてユーモアたっぷりに厳しい質問を投げかける委員もおり、時折会場の笑いを誘った。このように議論が白熱するのは、この審査を豊かなものにしたいという意欲と、日本政府の変らぬ対応に対する苛立ちがあったからのように思う。私が傍聴したモナコの審査とは雰囲気が全く異なった。

2 入管問題への質問

大使が読み上げた回答の中には, 入管問題に 関する質問に対するものも含まれていた。私は この部分について委員から質問がなされること をじっと待っていた。そしてこの部分に関連し て、南アフリカのマジョディーナ委員が質問を した。彼女は私がアプローチをした委員である。 そして彼女は自分の持ち時間の中で、ベトナム 人 (難民) が退去強制先の目処が立たないにも かかわらず長期間収容されている例があると聞 くがこれに対してどのような対応をされている のかと代表団に質問をした。私はこの彼女の発 言を聞き、心の中でよし! と呟いた。審査直 前のブリーフィングが功を奏したようである。 やはり、彼女が適任者であった。そして、委員 の興味を引くようにブリーフィングを行わなけ ればならないと確信した。

初日の審査は、委員が一通り質問をしたところで時間切れとなった。翌日は、今日委員から出た口頭質問に対する回答、そして残りの質問リストへの回答、それに続く委員からの口頭質問、それに対する回答が予定されていた。このような運びではどう考えても残り3時間では収

まらないことは容易に察しがついた。いったい どうするのだろうかと不思議に思った。

3 審査2日目、そして延長

翌日16日午前10時から審査が再開された。 前日の質問に対する代表団からの回答が始まった。政府代表団は、それぞれ自分の担当分野に 関する質問に対して、順次答えていく。日本語 での回答が多かったが、英語での回答も数人い た。回答者には女性が目立った(政府代表団 30名のうち7名が女性であった)。

政府代表団の回答には、話し方と内容において特徴が見られた。まず、日本語での回答を読み上げる代表団の方は皆、一文のなかで何度も間を置くのである。それは、以下のようなものである。

「性犯罪の捜査をする捜査官の訓練を担当する指導者の数は、……(6 秒経過)本年 332 人にのぼり、……(5 秒経過)10 年前に比べると7%の増加となっています。……(12 秒経過)次に……」

日本語で回答する代表団の方はみな一様にこのような語り口をするのである。一度,一文を読み上げるあいだに間を置き,さらに同じ文を繰り返し頭から読み上げる代表団の人に対し,同時通訳の人から動詞を言っていただかないと通訳することができないので動詞を言ってくださいと指摘されることもあった。代表団の間をあけた読み上げ方は,どうやら同時通訳の人にも受けなかったようである。次に,回答にあたっては「大使が昨日述べたとおり」「回答文書に書かれているとおり」という枕言葉がよく使われた。また,国内の制度や政策について複数の省庁からなる委員会を設けたとか,計画を策定したといった回答が多かった。

一通り政府代表団からの回答が終わると, それに対して委員からコメント及び再度の質問が 寄せられた。アイルランドのオフラハティ委員 は、私がしたある質問に対しては全く回答をしていないと発言し、回答しきれていない部分については文書で回答するようにと指摘していた。 時間が限られていることもあり、みな時間を気にしながら質問をしていた。

そして、大使による残された質問リストへの回答が始まった。この回答の読み上げについて、日弁連は省略できないかと議長に申し入れを行ったが、それは難しいとの判断がなされた。読み上げが終わり、それに対し数人の委員からの質問がなされたところで審査時間終了時刻がやって来た。議長は審査を3時から延長すると言って、ランチブレイクをとった。確かに、質問リストの後半部分の審査はほとんど行われていないに等しい。私はひとまず審査が継続されることにほっとした。

休憩が始まるとすぐに、私はマジョディーナ 委員のもとに行った。質問リストに記載された 難民問題に関し、彼女の口頭質問が休憩後に予 定されていたからだ。そして、昨夜まとめた委 員会に期待する勧告内容についてのペーパーも 渡すことにした。先の大使からの回答があった 難民政策について、私は2005年に改正された 入管法の特徴とその問題点を短く説明した。彼 女は、難民申請者に仮滞在という資格が与えら れても、難民申請者は働くこともできず何の権 利も付与されず不安定な地位におかれるという ことについて興味を示した。そこで、私は法改 正についてのポイントをまとめたペーパーを渡 すことにし,休憩時間に細かい点を修正し,彼 女がカフェテリアで一人コーヒーを飲んでいる ときに手渡しに行った。しかし、渡さなければ という気持ちが強すぎたのか、少し彼女に迷惑 そうな顔をされてしまった。彼女は審査が始ま るまでにこの文書を読みきらなければならない と、手元にあるペーパーを示した。私は、タイ ミングを間違えたと思い反省した。プライベー トな時間にまでロビー活動をしては逆効果であ る。

3時から委員の口頭質問が再開された。マジ

ョディーナ委員は、難民制度についてたくさんの質問を投げかけた。その中に、2005年法改正の特徴である参与員制度と仮滞在についても質問があがった。参与員制度は独立していないのではないか。仮滞在という資格には何らかの保障、権利が与えられるのか。彼女の質問を聞き、私は仕事を終えたと思った。当初予定していた3つの入管問題について委員にブリーフィングすることはできなかったが、関連あるトピックについて委員にアプローチをし、その結果質問にいくつか結びついた。あとは、これが勧告にどう結びつくか。それだけが気がかりなことであった。審査は5時まで2時間延長された。政府の口頭回答は十分ではく、残りは文書回答によることとなった。

V 審査を終えて

私は初めてのロビー活動を終えて少しばかり

1 当事者の課題

の達成感を味わい、当事者三者それぞれの問題 点について思考をめぐらせた。ロビー活動と審 査の傍聴をして、NGO、政府代表団、委員会 それぞれについて思うところがあったのである。 まず、NGO について言えば、ロビー活動に 参加する人の数について考える必要があるので はないだろうか。委員会は NGO の参加を歓迎 してくれる。しかしそれは、審査を充実させる ためである。NGO の審査での役割は、委員に より豊かな情報を提供することにある。しかし, 人数が多ければそれだけ豊かな情報提供が行わ れるとも限らない。同じ問題について一団体か らたくさんの人間が委員にロビー活動を行うと, 委員を疲弊させることにもなる。また、複数の NGO が来ているため、NGO 間でお互いの活動 を尊重しあうことが多少なりとも要請される。 通常は一団体から1名,多くても3名が派遣さ れる。ところが、一団体からの参加人数が多く なると、複数の人間で委員を取り囲み、他の NGO団体が委員に近寄れないという状況も生

じうる。ただでさえ、日本の審査にはたくさん の NGO がやってくる。幅広く日本の人権問題 を取り上げてもらうためにも,一団体からのロ ビー活動参加者はある程度人数を調整すべきで はないだろうか。また、NGO からのカウンタ - レポートも情報過多に陥っているようである。 たくさんの団体がカウンターレポートを送って いるが、委員の発言を聞く限り、あまりに多す ぎて読む気がせず読んでいないという状況にあ るように思われた。カウンターレポートに載せ る情報量についても再検討が必要であろう。さ らに、NGO 関係者と思われる集団が、審査の 途中で席を立ち、音を立てて会場を後にすると いうこともあった。せめて、静かに退席すると いう最低限のマナーを守る必要があるのではな いだろうか。委員の NGO に対する印象をよく するためにも, 小さなことの積み重ねが大切で ある。

次に, 政府である。政府の回答の仕方は, 同 時通訳の人が指摘するほどに改善すべき点が多 いように思われる。そして, 条約の解釈方法を もう一度見直す必要があるのではないだろうか。 フランスのシャネ委員は留保を例に挙げて日本 政府の回答と規約についてのギャップを説明し た。すなわち、日本政府は、14条について留 保をしていない。政府は留保を表明することも 可能であったが、それをしていないではないか、 と。留保をしていないということは、条約を適 正に解釈し、条約に適合するように国内法とそ の運用を行わなければならない。要するに、日 本の制度は、留保が表明されるならばまだ理解 できるものの, 留保が表明されない場合には規 約14条違反といわざるを得ないということで ある。

また条約は、条約法に関するウィーン条約 (以下、条約法条約という)に則って解釈される。そして、条約法条約に基づき自由権規約を 解釈する際に、政府が委員会の意見や勧告を尊 重すべきことは、もはや加盟国の"常識"とも いえる。また、条約法条約第27条には、条約 の不履行を正当化する根拠として自国の国内法を援用することはできないと定められている。つまり、代用監獄制度が規約14条違反の疑いがあると言われている時に、国内では代用監獄制度が新法で認められているという旨の回答は許されないということである。しかし、実際にはそのような発言が審査の場ではなされる。したがって、委員から日本政府は規約を誤解しているとか、委員と政府代表団とのやり取りに、ボタンの掛け違いがあるとコメントされるのである。自由権規約の締約国であるにもかかわらず日本だけが、法律学の解釈に関して国際的水準を守らなくてよいということには決してならないはずである。

最後に,委員会についてである。委員の中に は高齢の人もいた。高齢だからよくないという つもりは微塵もないが、気力には限界もある。 何人もの NGO 関係者が委員に話しを聞いても らおうと接近しても、NGO からの情報提供は もうたくさんだとか自分は日本担当ではないか ら対応できないと言われ、拒否されることも見 受けられた。確かに、たくさんの NGO がたく さんのカウンターレポートを提出し、たくさん の関係者がロビー活動に訪れる。これらはやり すぎなのかもしれない。NGO のやり方にも改 善が必要である。また、日本政府の回答が委員 のやる気をそぐのかもしれない。しかし、であ る。日本の国内人権状況の改善には、委員会か らなされる勧告は非常に有意義なものである。 そのためには、委員の方には日本の問題を知っ てもらい, 委員会には実のある審査をしてもら うことが必要となる。また, 今回の審査では質 問内容が代用監獄などの刑事訴訟に関係するも のに偏った感が否めなかった。特に初日の審査 では、複数の委員による同趣旨の質問が言葉を 変えて繰り返された。非常に限られた時間のな かでは、偏りのない質問をすることも審査の充 実という観点からは重要ではないだろうか。

国内の人権状況を改善するべく,自由権規約の審査を充実させたい。そう考えるときに,これからの課題がたくさん見えてきた。人権状況の改善という同じ目的を掲げた立場の異なる当事者たちが,ぶつかり合って前進していく。その現場に立会い,前進を大きくするためにはそれぞれの立場で最大限の努力が必要なのだと痛切に感じた。

2 最終所見での勧告

日本時間の10月31日深夜,委員会から最終 所見が出された。入管難民問題についても,最 終所見のなかで入管法改正の勧告が出された。

入管法の改正にあたっては、全ての庇護希望 者に、全ての手続きの間、政府出資の適切な社 会保障あるいは雇用へのアクセスがとられるべ きであり、また、相談、法的扶助、通訳へのア クセスがとられるべきであること、全く独立し た異議申立制度が設置されるべきであること等 を盛り込むべきであるとの指摘がなされていた。

難民問題については豊かな勧告がなされた。 他方で入管問題に関しては、パリ原則に則った 国内人権機構の設立という勧告のなかに、入管 施設における処遇等の査察のための第三者機関 の設立という私たちが提言してきた内容が含ま れていると評価できるものの、無期限収容等の 収容実態についてはふれられておらず、物足り ないように思われた。

第五回報告書審査につき最終所見が出され、私の今回の審査への働きかけも幕を閉じた。幕が閉じたのと同時に、審査に参加した当事者として、また、日本で暮らす日本社会の一構成員として、やや抽象的ではあるが新たなミッションを得たように思う。それは、委員会が生み出した勧告を国内でどう活用するかである。このミッションはなかなか大きくて捉えどころがないが、私なりのやり方を模索し努力していきたいと思う。